資料 No. 2

令和４年３月２７日執行

北秋田市議会議員一般選挙

候補者・運動員のために

北秋田市選挙管理委員会

は じ め に

この小冊子は、令和４年３月２７日執行の北秋田市議会議員一般選挙の候補者及びその運動員の方々が、知っておかなければならない選挙に関する手続を中心に、選挙運動その他のあらましについて記述したものです。

複雑な選挙に関する事項をこの小冊子にまとめることは、もとより不可能なことでありますので、記述したものはその基本事項に過ぎません。

おわかりにならない点は、北秋田市選挙管理委員会におたずねください。

なお、この小冊子では、法令名について次のように省略しておりますのでご注意ください。

法：公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）

令：公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）

規則：公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）

規正法：政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）

目　　次

第１　選挙に関する期日等 1

第２　各種届出等一覧 2

第３　選挙運動一覧
選挙事務所 4
選挙運動用自動車（船舶） 4
拡声機 4
個人演説会 5
街頭演説 6
連呼行為 6
文書図画 6
新聞広告 8
選挙運動費用 8
インターネット 9

第４　選挙運動に関する注意
1　選挙事務所 10
2　選挙運動用自動車、船舶及び拡声機の使用 11
3　個人演説会 12
4　街頭演説 15
5　連呼行為 15
6　文書図画の頒布 16
7　文書図画の掲示 17
8　ポスター掲示場への掲示 19
9　新聞広告 19
10　インターネットによる選挙運動 20
11　その他選挙運動に関する事項
(1)　選挙運動の意義 22
(2)　選挙運動のできる期間 22
(3)　選挙運動の時間による制限 23
(4)　選挙運動のできる者の制限 23

(5)　選挙運動員の数の制限 25
(6)　選挙運動の場所の制限 26
(7)　その他選挙運動の制限 26

第５　各種証明書等の返還 28

第６　選挙期日後の行為
1　請負等をやめない場合の市長等の当選人の失格 29
2　選挙期日後のあいさつ行為の制限 29
3　供託物の返還 29

第７　選挙運動費用
1　選挙運動費用の制限と範囲 30
(1)　選挙運動費用の範囲 30
(2)　選挙運動費用の制限 31
(3)　寄附に関する禁止事項 31
(4)　実費弁償及び報酬の額 33
2　出納責任者の職務
(1)　出納責任者の選任及び届出 35
(2)　出納責任者の職務権限 35
(3)　選挙運動に関する収入・支出の報告 36

資料
1　立候補手続についてのご注意 38
2　届出文書の事前審査に必要な書類 42
3　交付物件一覧 43